

令和8年4月1日

令和8年度 学校運営の基本方針

調布市立上ノ原小学校

校長 釜池 秀男

1 基本方針

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)として、「地域とともにある学校づくり」を推進していく。

2 コミュニティ・スクールの導入により目指す姿

① 学校運営への参画

学校・家庭・地域が同じ目標やビジョンを共有し、当事者意識をもって子どもたちの教育に携わる参画の機運を向上させる。

② 組織的・持続的な体制の構築

校長や教員の異動があっても子どもたちに安定した教育の機会を提供できるよう、学校・家庭・地域との組織的・持続的な連携・協働体制を構築する。

③ 役割分担の確立

学校が教育活動に注力できるよう、学校・家庭・地域が担うべき役割等を整理する。

3 本校の教育目標

○よく考え 進んで学習する子ども (自ら課題を発見し、解決していく力)

○思いやりをもち 仲良くする子ども (自他の命を大切にし、人と人との良い関係を築く力)

○健康で 明るく元気な子ども (心と体を鍛え、前向きに行動する力)

4 目指す学校像【笑顔あふれる楽しい学校(笑楽校)】

① 児童の笑顔があふれ、児童にとって楽しいと思える学校

子どもたちが学校で過ごす時間で多くを占めるのは授業(学習)の時間です。子どもたちが学習に主体的に取り組み、「分かる喜び」「できる楽しさ」を感じる事が大切だと考えています。

また、教職員や友達から褒めてもらえる・認めてもらえることも大切ではないでしょうか。教職員が主導する「居場所づくり」と児童が主体となる「絆づくり」を進め、子どもたちが安心して楽しく生活できる環境を作っていきたいと思います。

② 優しく思いやりのある言葉や行動があふれる学校

優しく思いやりのある言葉とは、どんな言葉でしょうか。具体的には、気持ちのよい挨拶もそうですし、「ありがとう」「ごめんね」「すごいね」「よく頑張ったね」等の言葉もそのひとつだと思います。子ども同士はもちろんですが、教職員から子ども、教職員同士でも優しく思いやりのある言葉や行動があふれる学校にしたいと思っています。

③ 保護者・地域と共に協力して子どもたちを育てる学校

子どもたちの教育は、学校だけではできません。保護者と学校が同じ方向に向かって指導をすることで、教育の効果が大きくなると思います。また、学校運営協議会や上ノ原まちづくりの会、健全育成推進上ノ原地区委員会をはじめとする地域の方々も子どもたちの成長を見守ってくれています。学校と保護者、地域が共に協力して、子どもたちを育てる学校にしていきたいと思っています。

④ 教職員がお互いに協力し合い、組織として問題を解決する学校

職員室にも笑顔があふれる学校にしたいと思っています。仕事にやりがいを感じ、教職員が子どもたちの指導に集中できる環境にしていきたいです。よりよい指導について常に学ぶ姿勢を大切にしながら、心身の健康管理のためにも1か月の時間外在校時間が45時間を超えないようにしましょう。

5 教育活動全体を通して大切にしたいこと

① 児童の自己肯定感・自己有用感や児童の主体性を育む教育活動の充実

- ・児童一人一人の良さを認め、児童の自己肯定感を育む声掛け、関わり
- ・学級活動や児童会活動等の話し合い活動を通して、自分たちの生活を自分たちでよりよくなる経験を重ねさせる。
- ・教師主導の授業から児童主体の学習を意識し、児童が意欲をもって学習に取り組める工夫をしていく。
- ・ペア学年での交流など異学年交流を充実させ、同学年だけでなく、他学年の児童とも深い関係を築き、豊かな人間関係をつくっていく。ペア学年交流では、児童の主体性を育むように教員が見守り、声掛けをしていく。
- ・令和9年度からは、異学年交流をさらに推進するために縦割り班活動を実施することを検討する。。

② 気持ちのよいあいさつがしっかりとできる取組。児童へ指導するとともに、まず教職員が実践する。

「あ」… 相手を見て (相手の目を見て)

「い」… いつも (学校だけでなく、家庭や地域でも)

「さ」… 先に (自分から)

「つ」… 伝わるように (声や表情で相手に伝わるように)

- ・児童会や地域等と連携した「あいさつ週間」の取組

③ 安心・安全な魅力ある学校づくり

1 組織的な学年経営

- ・担任だけでなく、多くの教職員が児童に関わりをもつことで、児童が相談できる教職員が増える。

2 児童の居場所づくり

【教職員が主導して、学校や学級を全ての児童にとって落ち着ける場所にしていく。】

- ・年度当初は、楽しみながらお互いを知ることができるような自己紹介の場を企画する。
- ・年度の始めに学習の決まりごとを伝え、学習の基盤を確立する。
- ・一日になるべく多くの児童とコミュニケーションをとる。教職員から児童に声を掛け、気軽に話せる関係をつくる。
- ・児童からの相談には、親身になって丁寧に対応する。
- ・「いじめなどに対しては、毅然とした態度で対応する」ということを伝える。
- ・からかい、仲間外れなどの兆候がないか、学校生活全体で児童の様子を観察する。
- ・いじめや暴力行為につながるからかい・ふざけ等には、毅然とした態度で注意する。

- ・学習や生活の決まりについて児童と教員間で共通理解を図る。
- ・日頃から児童の良い面や行動について保護者に伝える。
- ・学級や学年単位で体験活動やレクリエーションなどを行い、児童同士の間関係づくりが行える場を設定する。
- ・全教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、配慮を要する児童を支援していく環境を整える。

●いじめ問題の未然防止、早期発見、早期かつ適切な対応

道徳の授業の充実、定期的ないじめアンケートの実施等、いじめ対策委員会の開催

定義	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
重大事態	<p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態</p> <p>※ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、児童や保護者から重大事態の申し立てがあった際には、重大事態があったものとして報告・調査等に当たると記載されている。</p>

法律が定義する「いじめ」は、どのクラスでも、どの子でも起こりうるものであると考えています。ただし、日頃からの指導や取組によって、いじめや重大事態を未然に防ぐことができる可能性は高くなります。いじめは早期発見・早期対応とともに、発生する前の未然防止が重要です。

- ・「いじめ総合対策【第3次】」を活用し、学校いじめ対策委員会を月1回以上実施し、組織として対応する。学校いじめ対策委員会は、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で構成する。
- ・一人1台モバイル端末を活用した児童の心の健康観察を毎月実施する。
- ・全ての学級で「いじめ総合対策【子供版】」を活用し、いじめ問題やいじめ防止について児童が自ら考え行動するための「いじめに関する授業」を実施する。
- ・「いじめ総合対策【第3次】」下巻の「教員研修プログラム」を活用し、いじめ防止等の研修を年3回以上実施し、うち1回は重大事態を扱う。

●不登校児童への支援の充実

- ・登校支援教室「ステップルーム」の活用
- ・不登校の予兆への対応を含めた段階から組織的かつ計画的な支援
- ・状況に応じた積極的な声掛けや関わりなどの早期支援
- ・児童本人や保護者から状況を把握し、デジタル技術の活用による学習支援等、その児童に応じた多様な学びの場の提供

- ・保護者や関係機関（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）と連携を図りながら必要な支援を行い、対応の改善を図る。

③ 児童同士の絆づくり

- ・教職員が児童に代わって「絆づくり」を進めたり、お手本を示して児童にまねをするよう促したりするのではなく、児童主体の「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が湧き上がるような取組を行う。
- ・児童への意識調査を活用し、教職員の思いや願いと児童の意識とに差があるかどうかを確認し、日常の指導が魅力ある学校づくりになっているかどうか点検する。
- ・行事の取組、係活動、授業など、様々な場面で「友達のよいところを探す」活動を意図的に位置付け、児童がお互いに認め合うようにする。
- ・子どもたちの自主性を尊重し、学級のイベントを子どもたち自身で企画や運営をさせ、教職員が適切に見守る。
- ・授業中に「友達の考えから学んだこと」を意識させる活動を設定する。
- ・児童同士をつなぐ言葉掛けを授業中に行うことや、授業の導入に児童の主体性を引き出すための課題提示を行うようにする。
- ・授業中に友達の意見と自分の意見を比べながら発表する活動を取り入れる。
- ・間違えたこと、気付いたこと、分からないことを聞き合う場や機会を大切にする。

④ 人権教育の推進・教職員の人権意識について

- ・国際理解教育、キャリア教育・職業教育など、自らと異なる立場や地域にいる人々と接する機会を設ける。
- ・「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）を活用し、学校経営計画に基づき、組織的・計画的に取り組む。
- ・人権教育推進担当を校務分掌に位置付け、人権教育の推進体制を整備する。

⑤ アレルギー対策、熱中症対策、感染症対策、救命救急講習等

教職員への研修を実施し、子どもたちの命を守れるようにする。

⑥ 怪我や事故が起こりやすい学習への対策「週案簿へ安全対策を記載」

事故があった場合、どのような指導をしていたのか、事故を防ぐためにどのような対策をしていたのか、その対策が適切だったのか等が問われることとなります。

⑦ 日常的な学校施設の安全点検

危険な場所等があったら、すぐに管理職へ報告をする。

⑧ 教育公務員として保護者や地域から信頼される姿勢・態度

- ・情報セキュリティ指針に基づいた 個人情報の適切な管理。
- ・児童や保護者と SNS 等を使って私的に連絡をとらない。
- ・服務事故に該当する行為や信用失墜行為をしない（窃盗、盗撮、会計事故 等々）

6 指導の重点

学習指導

- ・繰り返し学習する時間や補充の時間を確保し、基礎的・基本的事項を確実に習得させる。
- ・週ごとの指導計画を作成し、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育成する。
- ・毎時間のねらいを明示し、学習に見通しをもたせたり、振り返ったりする場面を設定することで、主体的に学習に取り組めるようにする。
- ・カリキュラム・マネジメントを意識した教科横断的な指導を行い、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ・子どもによる学びの自己選択や自己決定の場を計画的に位置付け、主体的に学習に取り組めるようにする。
- ・「教師が作成する学習計画に基づき、子ども一人一人が課題を決定し計画を立て、一人一人のペースで学習を進めていく」等の新たな指導方法を工夫し、子どもが自立した学習者として学び続けることを目指す。
- ・一人1台モバイル端末を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ・学年の発達段階や実態に応じて教科交換授業に取り組み、専門性の高い授業を実現する。
- ・ねらいを明確にし、運動量を確保した体育授業を行うとともに、体力テストの結果を生かした体育的活動を充実させることで、生涯にわたって運動を楽しむことができる資質と体力の向上を図る。
- ・プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う。
- ・外国語科では、専科教員がALTやデジタル教科書を活用しながら、英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を養い、中学校での英語学習との接続を図る。
- ・問題解決や体験的な学習を取り入れ、主体的に考え、議論する道徳授業を実践する。
- ・総合的な学習の時間では、自ら課題を発見し、解決する学習を展開する中で、主体性を育む学習を追究する。
- ・体育科では、なわとび運動を行う際に、長縄とびに取り組む。また、児童の発達段階に応じて、ダブルダッチにも取り組む。

生活指導

- ・「上ノ原小スタンダード」を基に、基本的な生活習慣や規範意識を培い、規律ある学校生活を確立する。
- ・挨拶や正しい言葉遣いができるように継続した指導を行う。
- ・靴箱の靴を揃えることや清掃の指導をしっかりと行い、美しい環境を整える。
- ・教科担任制や交換給食を通して、学年の教員が学年の児童すべてを把握することで、一人一人の児童の良さを多面的・多角的に見取り、伝える発達支持的児童指導を推進する。
※発達支持的児童指導…児童自身が自発的・主体的に自らを成長・発達させる過程を支える指導の在り方。特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力を育成する。
- ・学年内児童の課題には、各担任が共通理解を図り、同一步調で対応をして解決を図る。
- ・学校いじめ防止対策基本方針に沿って、学校いじめ対策委員会を中心として組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る。

- ・子どもを性暴力の当事者にしないために「生命の安全教育」の教材を活用した授業を全学年で行う。
- ・家庭や地域関係諸機関、教育支援コーディネーター室、スクールカウンセラーとの連携を密にし、不登校担当教員を中心として不登校支援委員会を適宜行い、組織的に不登校の未然防止と早期対応等を行う。
- ・教室に入りづらい児童の学びの場を確保し、特性に合った柔軟な学びのために校内登校支援教室「ステップルーム」を設置する。
- ・善悪を考え、人間としてどのように行動するかを考え、判断させることを基本として、自己判断力を育む。

進路指導

- ・コミュニティ・スクールの取組を生かし、自らの生き方や将来について考える機会を設定した学習活動を通して、望ましい勤労観・職業観を育む。
- ・学校運営協議会や地域と連携し、6年生へ地域人材による「ようこそ先輩」を実施し、様々な職業について知り、就業について考える機会を設定する。
- ・中学校訪問や中学校教員による出前授業の機会を作り、キャリア教育の推進を図る。
- ・キャリア・パスポート等を活用して、自分がやりたいことや就きたい職業等について継続的に考えさせる。

特別活動

- ・集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育む。
- ・集団への所属感を高め、充実した学校生活を送るために行事の工夫や改善を図る。
- ・食物アレルギー等に関する正しい理解、学校生活の中での安全に関する指導を徹底する。
- ・「命を守る」防災教育を推進するため、「地震と安全」「防災ノート」「東京防災」を活用する。

特色ある教育活動

- ・コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を年10回程度開催し、共有した目標やビジョンを地域学校協働本部の活動に生かして「地域とともにある学校づくり」を進める。
- ・一人1台モバイル端末等を効果的に活用し、情報を活用・表現する力の育成及び情報モラル等の向上を図る。
- ・幼稚園、保育園、中学校との連携を深める取組を推進し、小1プロブレム、中1ギャップの解消を目指す。
- ・「学校2020レガシー」として、児童が地域在住のオリンピックの方から運動技能の実技指導を受け、体の使い方や運動の楽しさを感じる機会を設定するなどして、児童が基礎的な体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を育む。
- ・日本の伝統文化の体験活動を取り入れ、我が国と郷土への愛情を育む教育を推進する。
- ・学校図書館司書と司書教諭が協働して、全校的に読書に関心をもたせる活動を展開する。
- ・委員会活動を中心とした動物飼育を通して、児童が生き物への親しみをもち、生命の尊さを実感できるようにする。また、第1学年生活科、第1学年図画工作科、第3学年国語科、理科においても積極的に活用する。

特別支援教育

- ・特別支援教育コーディネーターが中核となって、人材を活用しながら具体的支援につなげる。
- ・教育支援関連機関との連携を進め、校内・校外での合理的な配慮の提供に努める。
- ・全体で児童の情報を共有して、児童への特別な支援が確実に行われるように組織的に取り組む。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業や教室環境の整備、学級経営の実践を推進する。
- ・通常の学級において、特別な支援が必要な児童のうち、スクールサポーター等の人的支援による対応や通級による指導及び知的障害学級相当の指導が必要な児童については、全員の個別指導計画を作成する。

7 その他

- ・校務の効率化などの働き方改革を意識して、各教職員の時間外在校時間等が月45時間（年間360時間）を超えないようにする。
- ・教育公務員としての使命感と自覚をもって、サービス事故を絶対に起こさない。
- ・「上ノ原小学校 情報セキュリティ指針」に基づき、適切に個人情報の管理を行う。また、毎月チェックリストで各教職員がサービス事故の防止について振り返りを行う。
- ・保護者と協力して、児童の育成に努める。年度当初の保護者会で、教員と保護者、保護者同士が打ち解ける内容を企画する。また、年度当初の保護者会で家庭学習（宿題）について、丁寧に説明をし、家庭学習について家庭の理解を得るように努める。